

# 道央廃棄物処理組合制限付一般競争入札実施要綱

平成29年2月1日 管理者決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）により、契約を締結しようとする場合における基本的事項を定め、もってその適正な執行を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 制限付一般競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事の種類及び設計金額に基づき、道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成29年道央廃棄物処理組合訓令第1号）第2条の指名委員会（以下「指名委員会」という。）において定める。ただし、当該金額に満たない工事であっても、その規模及び技術的難度等を総合的に勘案し、対象工事とすることができるものとする。

- (1) 建築工事及び製造等に特殊な技術を要する機械設備工事 1億5千万円以上
- (2) その他の工事 7千5百万円以上

2 前項各号の規定にかかわらず、工事の性質又は目的により制限付一般競争入札に付することが適当でないと特に認める場合は、他の方法によることができるものとする。

## (入札の公告)

第3条 管理者は、対象工事について道央廃棄物処理組合契約規則（平成26年規則第15号）第4条の規定により公告しなければならない。

## (入札参加者の資格要件)

第4条 制限付一般競争入札の参加者の資格要件は、次に掲げるものの中から、その対象工事ごとに指名委員会で定める。

- (1) 組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）において、競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録されている者で、次の各号に掲げるいずれかに該当する

者

ア 関係市町内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者で、対象工事ごとに、指名委員会で指定する格付を有する者

イ 関係市町以外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者で、関係市町内に対象工事の契約に関する権限を持った建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、公告開始日までに営業年数が2年以上あり、かつ、対象工事ごとに指名委員会で指定する格付を有する者

(2) 対象工事と同種かつおおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

(3) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、専任で配置できること。

(4) その他その工事の性質に応じ、管理者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会は、必要に応じ、道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱（平成29年2月1日管理者決裁）の規定に基づく特定共同企業体の結成を、入札参加者の資格要件とすることができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、制限付一般競争入札に参加することができない。

(1) 対象工事の公告から入札執行日の間に、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日管理者決裁）第2条第1項及び第3条の規定による指名停止を受けている者

(2) 前号に定めるもののほか、公正な取引を阻害すると判断される者

（参加資格の審査）

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請書を提出し、資格の審査を受けなければならない。

（参加資格の審査結果の通知）

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請者が入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査結果を通知するものとする。

（入札結果の公表）

第7条 制限付一般競争入札に付した工事の入札結果は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の例により公表するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。